

市民無料法律相談(10月分)

予オンラインまたは電話  
※予オンラインでの予約が  
簡単→



相談日の1週間前の午前0時からオンラインによる予約受付が可能!!

※予電話受付の場合は、相談日の1週間前(休日のときは翌開庁日)9:00から

祝日、休日の受付・相談はありません。  
秘密厳守・無料

同一内容の相談は原則1回

場市役所1階市民相談室101・102

問魅力創造発信課

TEL06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼弁護士※予(1人30分・先着14人)  
毎週木曜日13:00~16:30

▼司法書士※予(1人30分・先着8人)  
第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・贈与などの登記

▼司法書士※予(1人30分・先着4人)  
第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続・所得・贈与税など

▼税理士※予(1人30分・先着6人)  
第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

▼行政書士※予(1人30分・先着6人)  
第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

▼宅地建物取引士※予  
(1人30分・先着6人)  
第1火曜日13:00~16:00

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼行政相談委員 予前日までに  
第4火曜日10:00~12:00

備相談員が親身に市民の相談をお受けします。

国民健康保険被保険者証が  
変わります

現在使用中の国民健康保険被保険者証(水色)の有効期限は、10月31日(月)までです。

新しい保険証(茶色)を10月上旬から順次、簡易書留郵便で各世帯に郵送します。不在通知が入っていた場合は、必ず郵便局に連絡してください。

また、新しい保険証が10月31日(月)までに届かない場合や記載内容に変更がある場合は、保険課まで連絡してください。

新しい保険証は届いたときから有効です。新しい保険証が届いた後は、現在使用中の保険証を破棄してください。保険医療機関などで診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、新しい保険証を提出してください。

問 保険課

TEL 06・6992・1545

国民健康保険料の特別徴収の開始

世帯主を含む国保加入者がすべて65歳以上75歳未満の世帯は、令和4年10月から原則として世帯主の年金から保険料を天引きする特別徴収になります。ただし、次の要件のいずれかにあてはまる世帯は特別徴収にはなりません。

児童手当振込日は10月7日(金)

6月分〜9月分を、10月7日(金)に振り込みます。転入などを行っている人は、対象月が変わります。

注6月から児童手当の制度が変更されています。

※特別給付の支給に係る所得上限限度額の 신설

児童手当は、受給者の所得に応じて支給額が決まります。今回の改正では、所得上限限度額を新設し、6月分(10月支給分)から、児童を養育している人の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当等が支給されません。

備中学校修了前までの児童を養育している人で、まだ児童手当を申請していない場合は、早急に「児童手当認定請求書」で申請してください。申請した日の翌月分から支給となります。

児童手当支給額

所得 0~(1)未満	所得 (1)以上~(2)未満	所得(2)以上
児童手当 15,000円 または 10,000円	特例給付 5,000円	支給されません

所得限度額表

	(1)所得制限限度額		(2)所得上限限度額 【新設】		
	所得額 (万円)	収入額の 目安(万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安(万円)	
扶養親族 等の数	0人	622	833.3	858	1071
	1人	660	875.6	896	1124
	2人	698	917.8	934	1162
	3人	736	960	972	1200
	4人	774	1002	1010	1238
	5人	812	1040	1048	1276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)ならびに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限り)または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

詳しくは下記ホームページを確認してください。



問子育て支援政策課  
TEL 06・6992・1647

10月17日から23日は

「行政相談週間」

国などの行政に関する苦情、意見・要望は「行政相談」を利用してください。例えば、「国道の路面が痛んでおり危険だ」「申請用紙がわかりにくくて困っている」など、行政に関するご意見等をお寄せください。

10月25日(火)の午前10時〜正午に市役所で行政相談所を開設します。オンライン予約が簡単ですのでぜひ利用してください。

場市役所1階市民相談室101  
問魅力創造発信課  
TEL 06・6992・1356

▽世帯主が擬制世帯主(※)であること  
※国民健康保険の被保険者でない者が世帯主となっている世帯(擬制世帯)の世帯主  
▽受給している年金が年額18万円未満であること  
▽世帯主の介護保険料が特別徴収されていないこと  
▽介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えていること

特別徴収の対象となる世帯には、6月または7月に送付した令和4年度国民健康保険料額決定・変更通知書で通知されています。なお、特別徴収の対象となる世帯であっても、保険料の滞納がない世帯の場合、国民健康保険料納付方法変更申出書を提出することで、口座振替で納付することができまます。特別徴収の対象となる世帯は、令和5年2月の年金額から特別徴収される保険料と同額が、令和5年4月・6月・8月の年金額から仮徴収として特別徴収され、令和5年度の保険料額が決定した後、決定後の保険料額と、8月までの仮徴収で納付していただいた額との差額を、令和5年10月・12月、令和6年2月の3回に分けて特別徴収します。

取することとなる額に大きな差が出ている場合は、特別徴収の額を平準化するため、令和5年8月の特別徴収額を調整することがあります。  
問 保険課  
TEL 06・6992・1545

**還付金詐欺に注意**  
保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」と電話があり、銀行やコンビニなどの現金自動預払機(ATM)に誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺に注意してください。市では、還付金がある場合、市民の皆さんに電話で、銀行や現金自動預払機(ATM)での手続きをお願いすることは絶対ありません。こういった不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いいたします。  
問 保険課  
TEL 06・6992・1545

国民健康保険・後期高齢者医療  
平日夜間・休日窓口開庁

保険課、保険収納課は、次の日程で平日夜間と休日に窓口を開庁します。国民健康保険の加入・脱退の届出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日に来庁が難しい人は利用してください。なお、納付相談は内容により電話での対応

市税の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

時 10月23日(日)  
9:00~13:00

場 納税課  
TEL 06-6992-1852~1854



応も可能です。また、国民健康保険・後期高齢者医療に関する各種申請は一部を除き郵送でも受け付けていますので、まずは必ず電話で問い合わせください。  
平日夜間 10月17日(月)・18日(火)・20日(木)・21日(金)いずれも午後5時30分〜8時  
休日 10月23日(日)午前9時〜午後1時  
注 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日の変更など、一部対応できない業務があります。  
場・問 保険課  
TEL 06・6992・1545

場・問 保険収納課  
TEL 06・6992・1537、1538